

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 10 月 1 日（火）第 554 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 公共測量の実施（2件）（監理課取扱い） 1
- 公共測量の終了（監理課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（始良・伊佐地域振興局取扱い） 1
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 2
- 公 安 委 員 会 公 告
- 令和 6 年度駐車監視員資格者講習及び認定考査実施公告（交通指導課取扱い） 2

告 示

鹿児島県告示第697号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大島支庁長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 10 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量及び現地測量）
- 2 作業の期間 令和 6 年 7 月 12 日から同年 11 月 18 日まで
- 3 作業の地域 奄美市笠利町宇宿地内

鹿児島県告示第698号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、龍郷町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 10 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（龍郷町航空写真撮影及び写真地図作成）
- 2 作業の期間 令和 6 年 7 月 26 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 3 作業の地域 龍郷町

鹿児島県告示第699号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州防衛局長から令和 6 年 7 月 5 日鹿児島県告示第524号で告示した公共測量の実施は、令和 6 年 9 月 5 日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 10 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

始良・伊佐地域振興局告示第23号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第

46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 6 年 10 月 1 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
kakeru	始良市加治木町 木田1395番地9	社会福祉法人敬天会	始良市加治木町 木田1395番地16	大友 良治	令和 6 年 4 月 1 日	就労移行支援

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第106号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 6 年 10 月 1 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P シャカ RUSH Z 1	マルホン工業株式会社	4P0881
ぱちんこ遊技機	P えとたま 2MY	株式会社メーシー	4P0917
ぱちんこ遊技機	P ネオモンスターハウス A L	株式会社竹屋	4P0597
ぱちんこ遊技機	P ネオモンスターハウス L M L 2	株式会社竹屋	4P0707
ぱちんこ遊技機	P にゃんこ大戦争～多様性のネコ～M 4	株式会社オッケー.	4P0947
ぱちんこ遊技機	P L T OVERLORD 魔導王 光臨 A R C	株式会社サンセイアール ランドディ	410353
ぱちんこ遊技機	P ジューシーハニー極嬢 M A	株式会社サンセイアール ランドディ	410494
回胴式遊技機	S スターハナハナ M X - 3 0	株式会社オニオン	4S0585
回胴式遊技機	S / 沖ドキ! B L A C K / G S	株式会社ミズホ	4S1049
回胴式遊技機	L 犬夜叉 2 F K	株式会社エフ	4S0844

公安委員会公告

令和 6 年度駐車監視員資格者講習及び認定考査実施公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号イ及びロの規定に係る令和 6 年度駐車監視員資格者講習及び認定考査を次のとおり実施する。

令和 6 年 10 月 1 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

1 実施日時

(1) 駐車監視員資格者講習の日時

ア 講習

令和 6 年 11 月 26 日（火）及び同月 27 日（水）午前 9 時から午後 5 時まで

イ 修了考査

令和 6 年 12 月 3 日（火）午前 9 時から午前 10 時まで

(2) 認定考査の日時

令和 6 年 12 月 3 日（火）午前 9 時から午前 10 時まで

2 実施場所

鹿児島県市町村自治会館 5 階 501 会議室（鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号）

3 定員

講習及び認定考查の人員を合わせて 12 人

4 講習の方法

(1) 講習項目

- ア 交通警察総説
- イ 駐車対策法制及び駐車監視員制度の概要
- ウ 放置車両の確認に必要な基礎知識
- エ 放置車両の確認等の実施要領等
- オ 基本的心構え及び職務倫理

(2) 修了考查の実施

(1)の講習項目に関し、受講者が講習事項を理解したか否かの修了考查を実施する。

なお、修了考查の結果、一定基準を満たした者については、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成 16 年 国家公安委員会規則第 23 号。以下「委託規則」という。）第 9 条第 1 項に規定する駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

5 認定考查の方法

駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認められる者であるかの審査をするため、認定考查を実施する。

なお、認定考查の結果、一定基準を満たした者については、委託規則第 10 条第 4 項に規定する認定書を交付する。

6 講習及び認定考查の申請手續

(1) 講習の申請手續

ア 提出書類等

(ア) 講習を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、確認事務の委託法人の登録手續等に関する規則（平成 17 年 鹿児島県公安委員会規則第 12 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項に規定する駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記入して申込者の住居地を管轄する警察署に申込者本人が提出すること。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、申込者本人の委任状を併せて提出すること。

(イ) 申込みの際には、委託規則第 7 条第 2 項に規定する写真（申込み前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真。以下同じ。）1 枚を申込書に貼り付けて提出すること。

(ウ) 申込書については、鹿児島県警察本部交通指導課及び鹿児島県内の警察署で交付を行う。

イ その他

アの申込書提出後、申込者に駐車監視員資格者講習受講票が送付されるので、申込者は講習受講の際は必ず同受講票を提出すること。

(2) 認定考查の申請手續

ア 提出書類等

(ア) 認定考查を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第 5 条第 1 項に規定する認定申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入して申請者の住居地を管轄する警察署に申請者本人が提出すること。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、申請者本人の委任状を併せて提出すること。

(イ) 申請の際には、委託規則第 7 条第 2 項に規定する写真 1 枚を申請書に貼り付け、委託規則第 10 条第 3 項に規定する書類を添付しなければならない。

(ウ) 申請書については、鹿児島県警察本部交通指導課及び鹿児島県内の警察署で交付を行う。

イ その他

アの申請書提出後、申請者に駐車監視員資格者認定考査受検票が送付されるので、申請者は認定考査の際は必ず同受検票を提出すること。

7 手数料

(1) 講習手数料（修了考査代を含む。）

講習手数料 20,000円

20,000円分の鹿児島県収入証紙を申込書に貼り付けて提出すること。

なお、申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

(2) 認定申請手数料（認定考査）

認定申請手数料 4,500円

4,500円分の鹿児島県収入証紙を申請書に貼り付けて提出すること。

なお、申請書を受け付けた後は、認定申請手数料は返還しない。

8 受付期間

令和 6 年10月21日（月）から同年11月 6 日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時30分から午後 4 時30分までとする。

なお、講習及び認定考査の人員が合わせて12人になり次第受付を終了する。

9 修了考査及び認定考査の合格者の発表

修了考査及び認定考査終了後、当日中に合格者を発表する。

10 その他

(1) 注意事項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了し、又は駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認められても、次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

ア 18歳未満の者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第119条の 2 の 4 第 2 項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者

エ 集团的に、又は常習的に委託規則第 3 条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第12条若しくは第12条の 6 の規定による命令又は同法第12条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの

カ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

キ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ク 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して 2 年を経過しない者

(2) 問合せ先

本件についての問合せは、鹿児島県警察本部交通指導課（代表電話099－206－0110内線 5126）又は鹿児島県内の最寄りの警察署に対して行うこと。